

令和6年度一般監査実施計画

社会福祉法人

仙台市社会福祉法人・施設指導監査実施要綱（平成13年3月30日健康福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、社会福祉法人に対する令和6年度一般監査実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

- (1) 令和6年度の一般監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「国要綱」という。）」並びに国要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。
- (2) 令和5年度の指導監査結果及び厚生労働省からの通知等を踏まえ、2に掲げる重点事項については、重点的に指導する。

2 重点事項

令和5年度の指導監査結果において指摘の多かった事項等について、下記のとおり本年度の重点事項とする。

(1) 理事会・評議員会運営の適正化

理事会・評議員会の運営において、理事会・評議員会の招集手続きが適正に行われていない事例や、決議が適正になされていない事例が多くみられた。これらはいずれも社会福祉法により定められた、法人運営における重要な事項であることから、今年度も理事会・評議員会の運営体制に関し、状況の確認並びに指導を行う。

(2) 適切な評議員・役員選任手続の実施

評議員の選任に係る評議員選任・解任委員会における手続きや、選任に際して社会福祉法や定款上の要件の確認が適切に実施されていなかった事例が多く見受けられたため、引き続き選任手続の状況確認及び指導を行う。

(3) 決算事務の適正化

社会福祉法人会計基準省令等に基づく手続きが適切に実施されていない事例や計算関係書類の不備が数多く見受けられたことから、省令等に基づく適切な決算事務が行われるよう引き続き指導する。

(4) 経理事務の適正化（不正経理の防止）

預金、未収金、法定福利費、施設間の按分経費等について証憑突合等を行い、適正な処理を行うよう指導する。また、不正経理防止の観点から、契約が適正に行われているかの確認及び内部けん制組織の確立等に対する指導を行う。

(5) 地域における公益的な取組の実施

地域における公益的な取組状況やその内容の公表状況の確認並びに指導を行う。

3 監査方法

監査は、実地により、次の(1)～(4)に基づき実施する。

(1) 実地監査の実施方法

- ① 役割分担：社会福祉法人の運営管理・経理を総務課で行う。
- ② 監査班：監査に当たる職員2名以上をもって編成し、そのうち1名は原則係長職以上の者とする。
- ③ 事前打合せ：監査班において事前に(2)の提出資料を確認のうえ要点を整理し、重点的に監査を行う箇所や役割分担を決定する。

(2) 事前監査資料等の提出

一般監査の実施にあたっては、監査の効率化を図る観点から、事前監査資料及び(3)のチェックリストを兼ねた自主点検表を提出させるものとする。

(3) チェックリスト

一般監査にあたっては、国要綱並びに国要綱別紙「指導監査ガイドライン」に基づき、社会福祉法並びに社会福祉法人審査基準、社会福祉法人審査要領等関係通知に規定されている事項についてのチェックリストを作成し、その適否を確認することにより監査内容及びレベルの統一を図る。

(4) 監査結果の復命と改善状況の適正管理

監査終了後は、要綱等に基づく速やかな監査結果の報告と、指摘事項等の改善状況の適正な管理に努める。

なお、社会福祉法人の監査結果の復命並びに改善状況の管理は、総務課で行うものとする。

4 対象法人数と実施区分、監査日程

監査対象法人である94法人のうち、令和6年度は32法人について一般監査を行う。一般監査の実施期間は、令和6年7月から令和7年1月の間に実施する。